

瀬戸内海国立公園(六甲地域)管理運営計画改定のポイント

◇管理運営計画とは

管理運営計画は、地域の実情に即した国立公園の管理運営の一層の徹底を図るため、地域の関係者と国立公園の目指すべき姿や将来目標、利用と保護の推進すべき方向性等について共通認識を持ち、協働による管理運営や連携を進めていくことで、国立公園の適正な利用と保護の推進を図ることを目的とした計画。

1. 瀬戸内海国立公園(六甲地域)管理運営計画改定の背景

①管理運営計画の策定から25年経過

現行の管理運営計画(旧管理計画)は平成6年に策定した計画であり、現状の国立公園での保護と利用のあり方に齟齬が生じている。

例:六甲山上の寮・保養所・別荘のあり方、利用上の混雑状況、車両などによる騒音問題

②管理運営計画策定要領の改定(平成27年)

近年、国立公園の管理には野生鳥獣による被害等の新たな課題への能動的な対応、利用者ニーズの変化を踏まえ、地域振興に配慮した適切な利用の推進及び地域の観光や土地利用に関する計画・施策との整合性の確保が求められているようになった。

→地域の関係者との協働型管理運営が求められるようになった。

③公園計画第4次点検

平成30年に実施した公園計画第4次点検において、六甲山の魅力を最大限発揮させ、六甲山らしい公園利用を推進するため六甲山集団施設地区と摩耶山集団施設地区を指定した。これによって集団施設地区を利用拠点として、面的に公園事業施設を整備できるようになった。

展開例:六甲山上での利用拠点として面的な利用を推進、遊休施設の活用



管理運営計画改定(令和3年12月1日施行)

瀬戸内海国立公園(六甲地域)管理運営計画改定のポイント

2. 国立公園六甲山ビジョン

●国立公園六甲山ビジョンの位置づけ

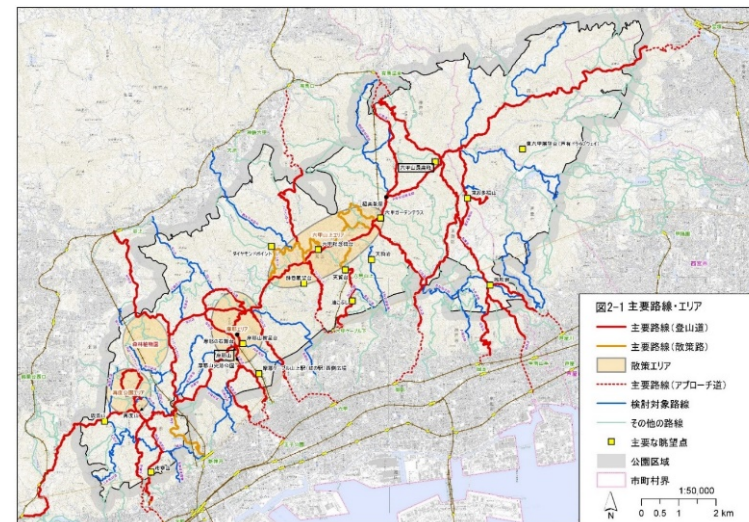
瀬戸内海国立公園(六甲地域)地域の特徴・らしさ、課題を踏まえ、「国立公園六甲山ビジョン(六甲山の将来あるべき姿)」を策定し、地域の管理運営に関わる多様な関係者が一体となって推進する取組の基本的な考え方としている。

●六甲山トレイル満喫プラン・眺望満喫プラン

ビジョンの達成に向けて、六甲山の利用上のポイントとなる「歩道(トレイル)」及び「眺望」に着目し、それぞれの利用推進に係るプランとして、「六甲山トレイル満喫プラン」及び「六甲山眺望満喫プラン」を策定した。

街とつながり人が集う賑わいの山 「都市山・六甲」

- 市民に愛され、親しまれるとともに、国内外の観光客に選ばれる、街と自然の魅力あふれる都市山にしていきます。
- 人が手を入れることで育まれた美しい自然を活かし、都市の国立公園として六甲らしい上質な山遊びの空間とサービスを提供していきます。
- 多様な関係者が連携し、協働の取組を進めることで六甲山の魅力を磨くとともに新たな価値を創造、発信していきます。
- 経済の好循環による持続可能な利用を実現し、地域の活性化に貢献していきます。



図一トレイル満喫プランにおける主要路線・エリア

瀬戸内海国立公園(六甲地域)管理運営計画改定のポイント

3. 管理運営方針

- 国立公園六甲山ビジョンおよび関連するプランを踏まえ、六甲地域全域に共通する管理運営上の課題に対して関係機関の協働による以下の対応方針を定めた。
 - 1. 自然環境保全に係る課題に関する管理運営方針
例) 植生の保全、砂防・治山・道路改良への対応、遊休化・荒廃した施設への改築・建替の対応
街並み景観形成、市民団体との協働による自然環境の保全 等
 - 2. 適正な公園利用の推進に係る課題に関する管理運営方針
例) アクセスルート改善、公共交通機関による周遊性の向上、トレイル・眺望点の魅力向上、自然に親しむレクリエーションへの誘導、六甲山ならではの自然体験利用の推進、安全な利用の推進とマナーの向上 等
- 地区ごとの管理運営方針
自然環境や利用実態から六甲山上地区、摩耶山上地区、再度山地区、東六甲地区の4つの地区に区分し、それぞれの地区の実情に即した管理運営を行うための方針を定めた。

4. 公園事業および行為許可等の取り扱い

- 国立公園の保護および利用の推進のため特に留意して対応すべき事項について、すべての行為に共通した審査基準・指導方針のほか、今回新たに無線設備や自動販売機等についても、個別に取扱方針を定めた。

○具体的な変更例

- ・六甲山集団施設地区・六甲山宿舎事業において建ぺい率20%以下の規制を撤廃。
→ 利用されずに遊休化・老朽化した企業の保養所・別荘等の宿舎事業への転換を促す。
- ・電力柱・電話柱の色彩をこげ茶色に統一
→ これまでの基準ではコンクリート素地色のものとこげ茶色が混在していたが、今後は景観に配慮したこげ茶色のものに統一される

瀬戸内海国立公園(六甲地域)管理運営計画の改定のポイント

5. 公園関係者との連携

○管理運営計画は総合型協議会により総合的に議論し決定した内容を記載する。

→地域の関係者によって議論決定された内容が管理運営計画として反映されるため、より地域の具体像に沿った内容となる。

	管理計画(平成6年作成)	管理運営計画(今回作成)
作成者	環境庁(環境省)	環境省
検討・協議母体	管理計画検討委員会	総合型協議会(六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会)
構成員	自然環境保全に関する専門家 及び地元自治体・関係者	国立公園を中核とする地域の関係者 環境省、国土交通省、林野庁、兵庫県、神戸市、 兵庫県立人と自然の博物館、関西学院大学、近畿大学、 阪急阪神ホールディングス(株)、六甲摩耶観光推進協議会、 摩耶山再生の会、六甲山大学、六甲山ふれあいのまちづくり 協議会 等
検討・協議母体の位置付け	管理計画についての検討を行う	管理運営計画の構成項目について議論し決定した事項を反映する

○六甲山ランドデザインとの連携

平成30年に設置された「六甲山再生委員会」では、六甲の目指すべき方向性および民間資本の誘導による六甲山の活性化を図るため、「六甲山ランドデザイン」を策定した。

今後この六甲山ランドデザインを実現のため、官民一体となった取り組みを進めていくことを管理運営計画書に明記した。

